## 使用前検査終了証

原規規発第 2306202 号

東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明 殿

令和3年7月26日付け廃炉発官R3第51号(令和3年10月1日付け廃炉発官R3 第114号、令和3年11月15日付け廃炉発官R3第149号、令和4年1月12日付け廃炉発官R3第189号、令和4年6月10日付け廃炉発官R4第55号、令和4年8月5日付け廃炉発官R4第77号、令和4年9月2日付け廃炉発官R4第94号、令和4年12月1日付け廃炉発官R4第145号及び令和5年3月22日付け廃炉発官R4第194号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました発電用原子炉施設については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第2号)第24条の規定に基づき、終了とします。

令和5年6月20日

原子力規制委員会